

水道事業会計予算

平成24年度 恵那市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度恵那市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	10,889件
(2) 年 間 給 水 量	3,701,848 m^3
(3) 1日平均給水量	10,114 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
・ 槇ヶ根配水池更新工事	配水池造成 $V=200\text{m}^3$ 一式
・ 県水支援連絡管布設工事	連絡管布設 $\phi 250$ $L=10\text{m}$
・ 水道施設整備事業	配水管布設 $\phi 25\sim\phi 150$ $L=959\text{m}$ 流量計取替等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	868,700千円
第1項 営業収益	838,600千円
第2項 営業外収益	30,100千円

	支 出
第1款 水道事業費用	842,100千円
第1項 営業費用	799,100千円
第2項 営業外費用	39,000千円
第3項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額175,900千円は、当年度分損益勘定留保資金289千円、過年度分損益勘定留保資金171,260千円、消費税資本的収支調整額4,351千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			62,900千円
第1項 工事分担金及び負担金			62,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出			238,800千円
第1項 建設改良費			171,800千円
第2項 企業債償還金			67,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
給水装置等整備資金		平成24年度から		借入総額に対する利子		
融資にかかる利子補給金		平成29年度まで		のうち1.0万円以内の額		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 57,380千円

(他会計からの補助金)

第8条 高料金対策のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,476千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成24年2月27日提出

恵那市長 可知 義明